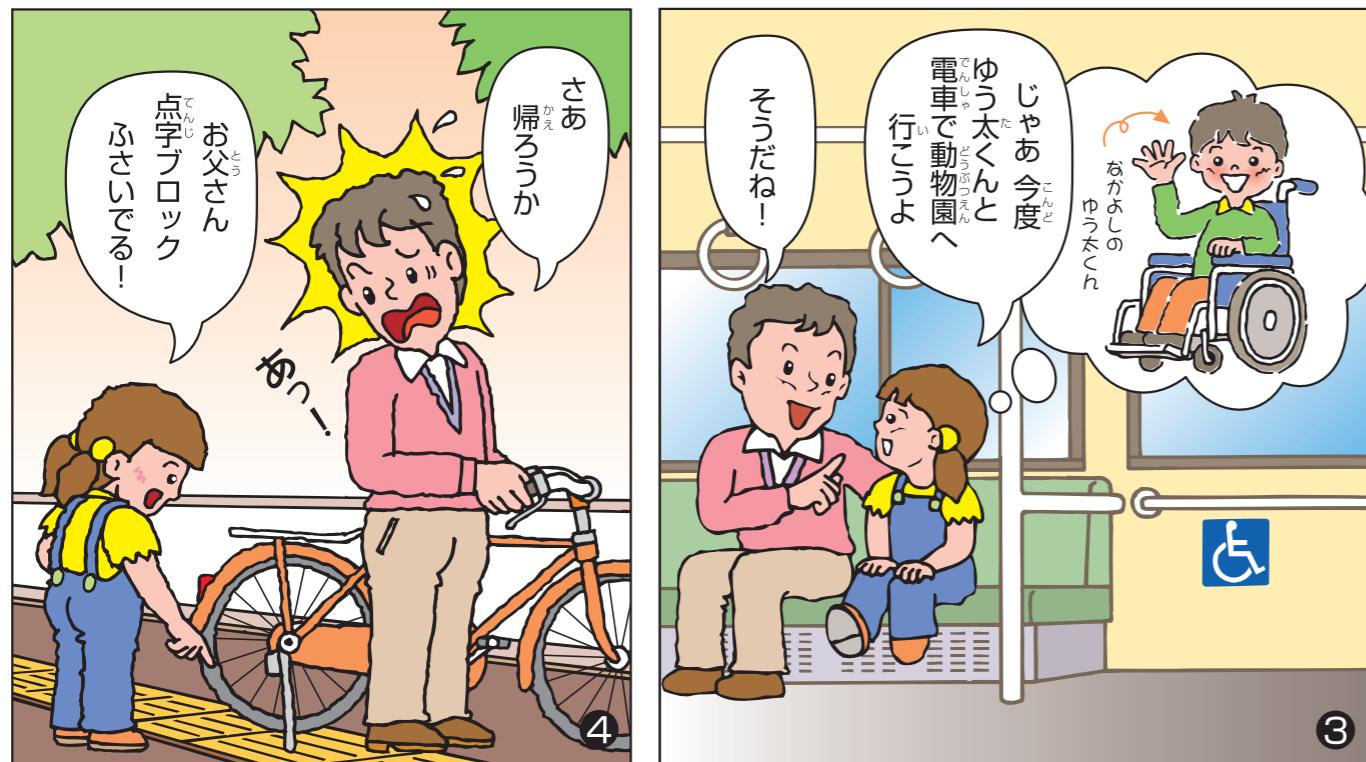
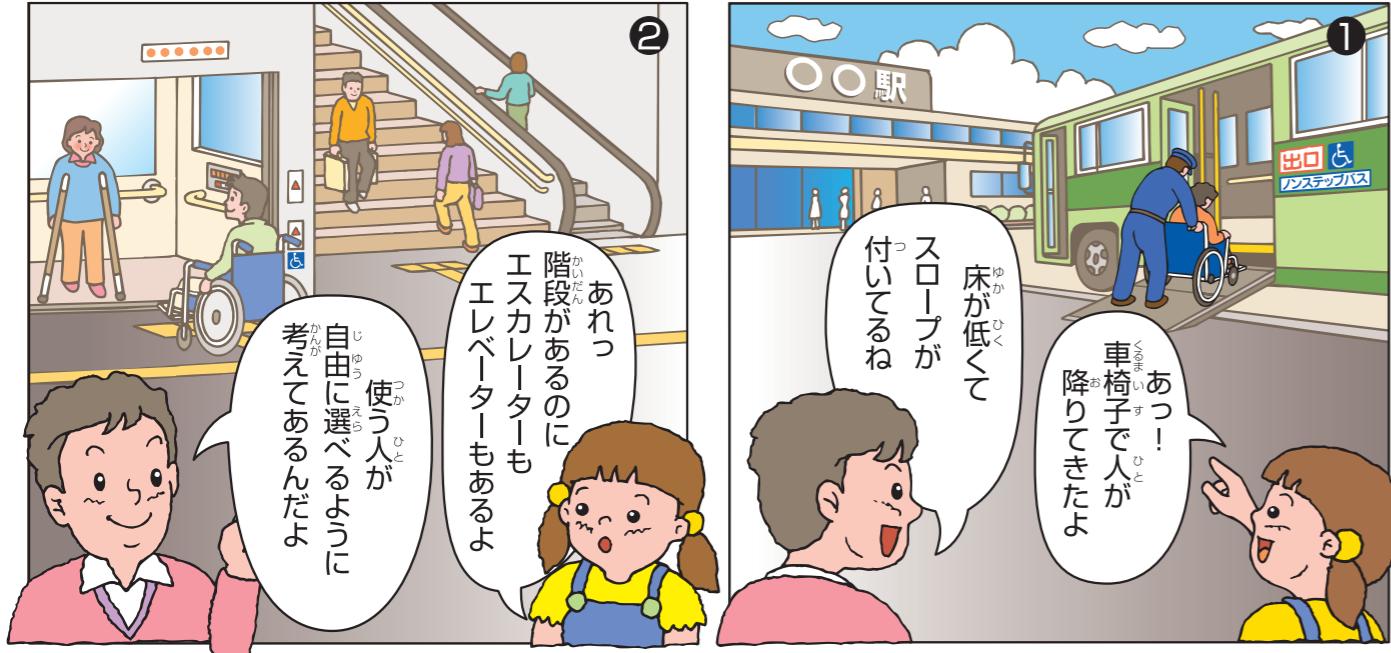




かがや ひとが輝くユニバーサルデザイン



ユニバーサルデザインによるまちづくり

だれもがひとりの人間として尊重され、安心して暮らせる社会の実現は、みんなの願いです。しかし、私たちの周りにある建物、製品、サービスなどには、人によっては利用できないものがあります。

そこで、年齢、性別、国籍、障害や病気の有無などにかかわらず、だれにとっても、また、どんな状態の時でも使いやすいように、はじめから考えて計画し、その後もさらに良いものに変えていくこうという「ユニバーサルデザイン」の考え方を求められています。ノンステップバスや、多機能トイレ、絵文字で書かれた案内表示など、私たちの身の周りにユニバーサルデザインが増えています。

しゃ かいてき しょく へき と のぞ バリア(社会的障壁)を取り除こう

障害のある人にとっては、歩道に段差があったり、駅にエレベーターが設置されていないなどの「物理的なバリア」、手話通訳や点字、字幕放送などが十分でないなどの「文化・情報面でのバリア」、資格や就業に関わる「制度的なバリア」があります。また、障害のある人を特別視することや、障害のある人は不便な状況にあって当たり前というような考え方方は、お互いにとって大きな壁であり、「心のバリア(意識上のバリア)」ともいえます。今後、さらに、心のバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくことが必要です。

まちでみかけるユニバーサルデザイン



しょう がい ただ り か い い しや か い 障害について正しく理解しともに生きる社会をめざして

2016年（平成28年）4月には、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

この法律では、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするようなことは、不当な差別的取扱いとして禁止されています。さらに、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められています。

しょう がい ひと じ り つ しゃ か い さ ん か 障害のある人の自立と社会参加をめざして

障害のある人が地域で自立した生活を送るために、バリアフリーを推進するとともに、介助サービスの一層の拡充を図ることが求められています。経済的な自立という観点からは、雇用の場の確保を促進することが必要です。社会的な支援とともに、周囲の人が障害のある人の自立や社会参加に向けて理解を深め、ともに生きる社会づくりをめざし、2005年（平成17年）11月に「障害者自立支援法」が制定されました。

また、2013年（平成25年）6月には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が一部改正され、雇用の分野における「障害者に対する差別の禁止」および「合理的配慮の提供義務」が定めされました。



だれもが自らの意思で自由に行動でき、安全で快適に生きがいをもって暮らすことができる社会づくりをめざし、1994年（平成6年）10月に「滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例」を制定しました。その後、少子高齢化への対応やユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、2004年（平成16年）8月には「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」として改正し、県と県民、事業者が一体となって福祉のまちづくりに取り組んでいます。また、2019年（平成31年）3月には、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指して、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を制定しています。